

## 平成20年度学校図書館関係概算要求について

### ・「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業（拡充）

20年度要求額：2億8,427万円（19年度予算額：1億9,830万円）

国内外における、学校図書館を活用した読書活動や学習活動の促進のための先進事例について調査研究を行う国レベルの調査研究会議を設置するとともに、その研究成果を受けた地域レベルの実践的な調査研究として、学校が地域や家庭と連携して子どもの「読む・調べる」習慣の確立に向けた取組を街全体でモデル的に取り組む『学校を中心とした「子ども読書の街」』を指定し、研究成果等を当該調査研究会議において収集・分析し、全国的に普及する。

- ・国の調査研究会議における調査研究
- ・『学校を中心とした「子ども読書の街」』 10地域 15地域

### ・学校図書館支援センター推進事業（継続）

20年度要求額：3億9,492万円（19年度予算額：3億9,492万円）

学校図書館の機能の充実・強化を図るため、教育センター等に学校図書館の活用・運営に対して指導・助言等を行う学校図書館支援センターを置き、当該センターによる学校図書館に対する支援の在り方について調査研究を行う「学校図書館支援センター推進事業」を実施する。

- ・学校図書館支援センター調査研究地域への研究委託 18地域×4箇所
- ・地区別協議会の開催 6箇所

### ・司書教諭養成講習会（継続）

20年度要求額：6,202万円（19年度予算額：6,546万円）

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の規定により、学校図書館の専門的な職務を行う司書教諭を12学級以上の規模の学校には必ず配置しなければならないこととされている。この司書教諭は、児童生徒の読書活動や学校図書館を活用した学習活動を推進していくものであるが、同法により、文部科学大臣が大学その他の教育機関に委嘱して行う司書教諭の講習を修了した者でなければならないとされているところである。

このため、司書教諭養成のための講習会を実施し、有資格者の養成を図る。

- ・54機関（大学その他の教育機関）への委託